

水第3号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第6項を次のように改める。

（家事用の専用給水装置の新設工事等に係る暫定水道利用加入金）

- 6 メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置（共同住宅に設置するものを除く。）の新設工事（引き続き3年以上市内に住所を有する者が申し込むものを除く。）に係る加入金の額については、当分の間、第34条の2第1項第1号本文の規定にかかわらず、81,000円とする。

付則に次の3項を加える。

- 7 前項の規定の適用を受けた家事用の専用給水装置の改造工事に係る加入金の額に係る第34条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「前号に規定する額」とあるのは、「前号に規定する額（ただし、メーターの呼び径が25以下のものにあつては、81,000円とする。以下この号において同じ。）」とする。
- 8 第34条の2第2項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「162,000円」とあるのは、「81,000円」とする。

- 9 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに家事用の給水を受けようとする者に係る加入金の額に係る第34条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「前2項」とあるのは、「前2項及び付則第6項から第8項まで」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る水道利用加入金について適用し、同日前の申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

家事用の専用給水装置の工事を行う等の場合の暫定の水道利用加入金を定めるため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

付 則

（第1項から第5項まで省略）

（家事用の専用給水装置の新設工事等に係る暫定水道利用加入金（横浜市下水道条例の一部改正）

）

- 6 メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置（共同住宅横浜市下水道条例（昭和26年10月横浜市条例第54号）の一部に設置するものを除く。）の新設工事（引き続き3年以上市内に次のように改正する。住所を有する者が申し込むものを除く。）に係る加入金の額については、当分の間、第34条の2第1項第1号本文の規定にかかわらず、81,000円とする。

第4条中「横浜市給水条例（昭和21年1月横浜市条例第2号）」を「横浜市給水条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）」に改める。

- 第20条第1項第1号中「水道使用料金（支給水せん料を除く。））」を「水道料金」に改める。
- 7 前項の規定の適用を受けた家事用の専用給水装置の改造工事に係る加入金の額に係る第34条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「前号に規定する額」とあるのは、「前号に規定する額（ただし、メーターの呼び径が25以下のものにあつては、81,000円とする。以下この号において同じ。））」とする。

- 8 第34条の2第2項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「162,000円」とあるのは、「81,000円」とする。

- 9 受水槽及びこれに直結する給水用具から新たに家事用の給水を

受けようとする者に係る加入金の額に係る第34条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「前2項」とあるのは、「前2項及び付則第6項から第8項まで」とする。